

新しい競争ルールの在り方に関する作業部会 第1回 議事要旨

- 1 日時 平成18年12月15日(金) 15:00~17:00
- 2 場所 総務省地下2階第1・第2・第3会議室
- 3 出席者
 - ・ 構成員(五十音順、敬称略)
池田千鶴、依田高典、佐藤治正、菅谷実、林秀弥、舟田正之、松村敏弘
 - ・ オブザーバー(敬称略)
菅久修一
 - ・ 総務省
電気通信事業部長 桜井俊、事業政策課長 鈴木茂樹、
料金サービス課長 谷脇康彦、公正競争推進室長 今川拓郎、
料金サービス課課長補佐 飯村博之・横手哲二、
事業政策課課長補佐 西澤雅道
- 4 議事内容
 - 開会
 - 電気通信事業部長挨拶
 - 構成員の紹介等
 - 開催要綱について
 - 座長の選任及び座長代理の指名
→舟田構成員が座長に選任され、菅谷構成員が座長代理に指名された。
 - 議事
- 5 主な議論(各構成員からの御指摘。)
 - (1)「新競争促進プログラム2010」とドミナント規制について
 - ドミナント規制と指定電気通信設備制度とボトルネック規制は、各々どのような関係にあるのか。
→日本の指定電気通信設備制度は、ドミナント規制と同義。ボトルネック性を根拠とする一種指定、電波資源の有限性を根拠とした二種指定がある。
また、卸・小売の区別なく、一体としたサービス規制を行うもの。
 - 指定要件となる「加入者回線数」について、固定電話を契約しながらF T T Hにも加入している場合は、どのようにカウントされるのか。
→「加入者回線数」とは、通信として契約している物理回線をカウントしたものであり、その場合、メタル・光で各々カウントされることとなる。
 - 次世代ネットワークについて、プラットフォーム基盤の役割如何。
→アプリケーション機能への付与を行うための機能のこと。P 2 2の図は、ITU-T勧告による図であり、あくまで一例に過ぎない。NTTの次世代ネットワークについても、まだ検討中の段階で不明確なものである。
 - 従前のネットワークではコア/アクセス層が焦点であったが、次世代ネットワークでは、上位レイヤーのアプリケーション機能を如何に展開するかが重要となるのではないか。

(2) 電気通信事業分野における競争評価について

(3) 諸外国におけるドミナント規制について

○米国でも色々と議論されている。本年8月にネットワーク中立性のタスク・フォースが立ち上げられた。AT&Tによるベルサウス買収の件もある。FTC・FCCの動きもフォローすべきではないか。

→AOL・タイムワーナーも垂直統合の好例。精査して御紹介したい。

○米国の96年通信法251条(d)(2)が参考となる事例となるのではないか。ベル系地域電話会社へのアンバンドル規制要件について、必要不可欠性と競争阻害性を上げている。ハウスマン＝シダックは、競争阻害性の基準として、SMP事業者がその支配力を行使できるかをあげ、SSNIPテストで行おうとしている。この場合、一つの市場の画定だけでなく、隣接市場の取扱いも可能となるのではないか。何かの機会でもまとめていただきたい。

→ただし、昨年3月のFTTHのアンバンドリング化の裁定では非常にラフな議論展開がなされ、恣意性が高い印象。さかのぼるが、2次・3次のコンピュータ裁定も参考にすべき。

(4) 指定電気通信設備制度の見直しの検討における主要検討項目(案)について

○1にある「市場の代替性」如何。

→需要の代替性、サービスの代替性のこと。

○4について、50%という数値や加入者回線という単位など、運用の在り方についても議論するのか。

→ネットワーク構造が変化する中で見通しが立ちにくい、重要な部分でもあり、御指摘を踏まえながら検討して参りたい。

○運用に限らず、指定電気通信設備制度の在り方そのものについても見直すこととなるのか。

→現行の規制枠組みに制約されることはない。

○経済的市場は交叉弾力性、反トラスト的市場はSSNIPテストの自己弾力性で判断される。SSNIPテスト自体が否定されるものではなく、需要の補完性、クラスター市場といった、SSNIPテストが適用されない点も考慮すべきではないか。

○本作業部会では現行の規制と一線を画した競争評価の在り方そのものを変更することとするのか。また、競争評価アドバイザリーボードとの関係如何。

→競争評価はこの3年を第2期と位置付けており、それ以降EUのように規制と直接結びつける場合にどのような問題点があるのかを、この作業部会ではあぶり出す場としたい。競争評価アドバイザリーボードは、第2期における毎年の競争評価の実施において御助言を頂くもの。

○この案には、全体のミッションを付けるべきではないか。まず競争評価と関連づけるべきか、そうであるならば、どう出来るのかと再構成すべきではないか。

○協調によるSMPとは、どのようなことを指すのか。EUのように一つの市場で複数指定されている場合がある。

→例えば、英国においては、固定ナローバンド市場においてBTとキングストンが指定されているが、これは地理的に分かれる場合。また、携帯着信市場においては、発信市場と区別し、全事業者に価格支配力があるため、全事業者がSMPに指定されている。

○市場画定等については、独占禁止法の企業結合の考え方が参考になる。企業結合の考え方は一般的な市場を前提としているが、電気通信事業分野は、設備を持つことによる支配力といった点で特徴がある。独占禁止法の観点から貢献できることが多々あるのではないか。

○独占禁止法の判例において、隣接市場のレバレッジ規制についての案件があれば教えて欲しい。

6 その他

○本日頂いた御意見を基に、「主要検討項目（案）」を修正し、次回会合で配付することとした。

○次回の日程は、別途調整の上、構成員に通知し、ホームページ上に掲載することとした。

以上